

公益社団法人堺観光コンベンション協会個人情報の保護に関する法律施行規程

公益社団法人堺観光コンベンション協会個人情報保護規程の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の施行等について必要な事項を定める。

(開示の請求)

第2条 法第33条第1項の規定により公益社団法人堺観光コンベンション協会（以下「協会」という。）に開示請求を行う際に提出すべき書面は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）とする。

(開示決定等の通知)

第3条 法第33条第2項の規定による保有個人情報の開示をする旨の決定をしたことの通知は、保有個人情報開示のお知らせ（様式第2号）により行うものとする。

2 法第33条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の一部について開示をする旨の決定 保有個人情報の一部開示のお知らせ（様式第3号）
- (2) 保有個人情報の開示をしない旨の決定 保有個人情報の不開示のお知らせ（様式第4号）

(開示決定等の期限)

第4条 前条の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず協会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において協会は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面（様式第5号）により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から

起算して30日以内に、その全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず協会は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において協会は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面（様式第6号）により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示の実施）

第6条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書、図画、写真又はフィルムに記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは次に掲げる方法であって、協会がその保有するプログラムにより行うことができるものにより行う。

- ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付
- ウ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

2 協会は、前項の規定により閲覧に供し、又は写しを交付する場合において、当該個人情報が記録されている法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、当該法人文書を複製したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（訂正等の請求）

第7条 法第34条第1項の規定により協会に訂正等の請求を行う際に出すべき書面は、保有個人情報訂正等請求書（様式第7号）とする。

（訂正決定等の通知）

第8条 法第34条第3項により通知を要する決定等（以下「訂正決定等」という。）の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の訂正等をする旨の決定 保有個人情報の訂正等のお知らせ（様式第8号）
- (2) 保有個人情報の一部について訂正等をする旨の決定 保有個人情報の一部訂正等のお知らせ（様式第9号）
- (3) 保有個人情報を訂正等しない旨の決定 保有個人情報の不訂正等のお知らせ（様式第10号）

（訂正決定等の期限）

第9条 訂正決定等は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず協会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において協会は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面（様式第11号）により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第10条 協会は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において協会は、同条第1項に規定する期間内に、訂正等の請求者に対し、次に掲げる事項を書面（様式第12号）により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

（利用停止等の請求）

第11条 法第35条第1項、第3項又は第5項の規定により協会に利用停止等及び第三者への提供停止の請求を行う際に提出すべき書面は、保有個人情報利用停止等請求書（様式第13号）とする。

（利用停止決定等の通知）

第12条 法第35条第7項により通知を要する決定等（以下「利用停止決定等」という。）の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報の利用停止等のお知らせ（様式第14号）
- (2) 保有個人情報の不利用停止をする旨の決定 保有個人情報の利用不停止等のお知らせ（様式第15号）
- (3) 保有個人情報の第三者への提供停止をする旨の決定 保有個人情報の第三者への提供停止のお知らせ（様式第16号）
- (4) 保有個人情報の第三者への提供不停止をする旨の決定 保有個人情報の第三者への提供不停止のお知らせ（様式第17号）

（利用停止決定等の期限）

第13条 利用停止決定等は、利用停止等又は第三者への提供停止の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補

正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず協会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において協会は、利用停止等又は第三者への提供停止の請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面（様式第18号）により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第14条 協会は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止等又は第三者への提供停止の請求者に対し、次に掲げる事項を書面（様式第19号）により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

（異議の請求があった場合の手続）

第15条 開示、訂正等、利用停止等又は第三者への提供停止の請求者は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に不服があるときは、当該決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、協会に対して異議の申し立て（以下「異議申立」という。）をすることができる。

- 2 前項に規定する異議申立は、次に掲げる事項を記載した書面（様式第20号）を協会に提出して行わなければならない。

- (1) 異議申立をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 異議申立に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等
- (3) 異議申立に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等があったことを知った年月日
- (4) 異議申立の趣旨及び理由
- (5) 異議申立年月日

- 3 協会は、異議申立があったときは、遅滞なく書面（様式第21号）により回答するものとする。

（開示に係る手数料及び費用負担）

第16条 法第38条の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

- 2 第6条の規定により保有個人情報の写しの交付（電磁的記録にあっては、これらに準ずるものとして協会が定めたものを含む。）を受ける者は、当該写しの交付に要する別表の費用を負担しなければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別表

法人文書の種類	開示の実施方法	交付する媒体の規格	負担すべき費用の額
文書、図画及び写真	乾式複写機による写しの交付	日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙	1枚につき 10円
フィルム	印画紙に印画したものの交付	縦89ミリメートル、横127ミリメートルの印画紙	1枚につき 30円
電磁的記録	用紙に出力したものの乾式複写機による写しの交付	日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙	1枚につき 10円
	光ディスクに複製したものの交付	日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの	1枚につき 100円
		日本産業規格 X6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの	1枚につき 150円

- (備考)
- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
 - 2 負担すべき費用の額が、この表により難しい場合については、会長が別に定める。
 - 3 写しを郵送する場合は、郵送料相当額を別途徴収する。
 - 4 負担すべき費用の額には、消費税を含む。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

公益社団法人 堺観光コンベンション協会
 会長 様

個人情報の保護に関する法律第33条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

（請求者）

1	本人氏名	
2	住所又は居所	郵便番号 - (電話番号)
3	※本人確認書類	運転免許証・マイナンバーカード・その他()
4	請求者氏名 (本人以外の請求時に記載)	法定代理人 ・ 任意代理人
5	住所又は居所	郵便番号 - (電話番号)
6	※確認書類	請求権確認：戸籍・委任状・その他() 本人確認：運転免許証・マイナンバーカード・その他()

（請求内容）

7	開示請求に係る 保有個人情報の内容	
8	希望する開示の実施方法（ア 又はイのいずれかを○で囲んでください）	ア 事務所での開示希望（□に <input checked="" type="checkbox"/> 印を入れてください） □ 閲覧又は視聴 □ 写しの交付 開示希望日 年 月 日 イ 写しの送付を希望
9	※備考	

- （注） 1 請求に際しては、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提出し、又は提示してください。
- 2 本人以外の請求者による請求の場合は、請求者本人であることを証明する書類のほか、その資格を証明する書類（本人の戸籍の謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

保有個人情報開示のお知らせ

堺 観 コ ン 第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、個人情報の保護に関する法律第33条第2項の規定により、次のとおり全部を開示することを決定したのでお知らせします。

1	開示請求に係る個人情報の内容	
2	開示する保有個人情報の利用目的	
3	開示の実施方法等	ア 開示の実施方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの送付 イ 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間 月 日から 月 日 時間 場所 ウ 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
4	備 考	

- (注) 1 開示を受ける際には、このお知らせ及び本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提出し、又は提示してください。
- 2 本人以外の請求者が開示を受ける場合は、このお知らせ及び請求者本人であることを証明する書類のほか、その資格を証明する書類（本人の戸籍の謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 3 閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心がけ、改ざん、汚損、破損等のないようにしてください。
- 4 日時の変更、その他の連絡は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 公益社団法人堺観光コンベンション協会 企画総務グループ（電話 072 - 233 - 5258）

保有個人情報の一部開示のお知らせ

堺 観 コ ン 第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 ㊟

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第33条第2項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定したのでお知らせします。

1	開示請求に係る保有個人情報の内容	
2	開示する保有個人情報の利用目的	
3	開示の実施の方法等	ア 開示の実施方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの送付 イ 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間 月 日から 月 日 時間 場所 ウ 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
4	開示しない部分	
5	上記4について開示しない理由	
6	備 考	

- (注)
- 1 開示を受ける際には、このお知らせ及び本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提出し、又は提示してください。
 - 2 本人以外の請求者が開示を受ける場合は、このお知らせ及び請求者本人であることを証明する書類のほか、その資格を証明する書類（本人の戸籍の謄本等）を提出し、又は提示してください。
 - 3 閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心がけ、改ざん、汚損、破損等のないようにしてください。
 - 4 日時の変更、その他の連絡は下記までお問い合わせください。
 - 5 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、協会に対して異議を申し立てることができます。

お問い合わせ 公益社団法人堺観光コンベンション協会 企画総務グループ（電話 072-233-5258）

保有個人情報開示決定等期間特例延長のお知らせ

堺観コン第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 ㊟

年 月 日付けの開示請求のあった保有個人情報については、公益社団法人堺観光コンベンション協会個人情報の保護に関する法律施行規程第5条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、お知らせします。

1	開示請求に係る保有個人情報の内容	
2	開示請求に係る保有個人情報の内容のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	日（開示決定期限 年 月 日）
3	上記2の期間内に回答をする部分	
4	残りの部分について開示決定等をする期限	年 月 日まで
5	公益社団法人堺観光コンベンション協会個人情報の保護に関する法律施行規程第5条の規定を適用する理由	
6	備 考	

保有個人情報訂正等請求書

年 月 日

公益社団法人 堺観光コンベンション協会
会長 様

個人情報の保護に関する法律第34条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正等を請求します。

(請求者)

1	本人氏名	
2	住所又は居所	郵便番号 - (電話番号)
3	※本人確認書類	運転免許証・マイナンバーカード・その他 ()
4	請求者氏名 (本人以外の請求時に 記載)	法定代理人 ・ 任意代理人
5	住所又は居所	郵便番号 - (電話番号)
6	※確認書類	請求権確認：戸籍・委任状・その他 () 請求者本人確認：運転免許証・マイナンバーカード・その他 ()

(請求内容)

7	訂正等の請求に係る保有個人情報の内容及び開示等を受けた日	内容 開示又は通知等を受けた日 年 月 日
8	開示決定に基づき開示を受けた場合における開示決定通知書の内容	開示決定通知書の文書番号 日付 年 月 日
9	訂正等の請求の趣旨及び理由	
10	※備考	

- (注) 1 請求に際しては、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提出し、又は提示してください。
- 2 本人以外の請求者による請求の場合は、請求者本人であることを証明する書類のほか、その資格を証明する書類（本人の戸籍の謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

保有個人情報の訂正等のお知らせ

堺 観 コ ン 第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 ㊟

年 月 日付で訂正等の請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第34条第2項の規定により、次のとおり訂正等の決定をしたのでお知らせします。

1	訂正等の請求に係る 個人情報の内容	
2	訂正等の請求の趣旨	
3	訂正等を行う部分の 内容及びその理由	(訂正等の内容) (訂正等の理由)
4	備 考	

お問い合わせ 公益社団法人堺観光コンベンション協会 企画総務グループ（電話 072-233-5258）

保有個人情報の一部訂正等のお知らせ

堺 観 コ ン 第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 ⑩

年 月 日付けで訂正等の請求のあった保有個人情報については、次のとおり一部について訂正等の決定をしたので、個人情報の保護に関する法律第34条第3項の規定に基づきお知らせします。

1	訂正等の請求に係る個人情報の内容	
2	訂正等の請求の趣旨	
	一部訂正等を行う部分の内容及びその理由	
3	公益社団法人堺観光コンベンション協会個人情報の保護に関する法律施行規程第8条第1項の規定により訂正等を行わない部分の内容及びその理由	(訂正等を行わない内容) (訂正等を行わない理由)
4	備 考	

(注) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、協会に対して異議を申し立てることができます。

お問い合わせ 公益社団法人堺観光コンベンション協会 企画総務グループ (電話 072-233-5258)

保有個人情報の不訂正等のお知らせ

堺観コン第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 ㊟

年 月 日付けで訂正等の請求のあった保有個人情報については、訂正等を行わない旨を決定したので、個人情報の保護に関する法律第34条第3項の規定に基づきお知らせします。

1	訂正等の請求に係る保有個人情報の名称等	
2	訂正等を行わない理由	
3	備 考	

（注）この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、協会に対して異議を申し立てることができます。

お問い合わせ 公益社団法人堺観光コンベンション協会 企画総務グループ（電話 072-233-5258）

保有個人情報訂正決定等期間延長のお知らせ

堺 観 コ ン 第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 ⑩

年 月 日付けの訂正請求について、公益社団法人堺観光コンベンション協会個人情報の保護に関する法律施行規程第9条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したのでお知らせします。

1	訂正等の請求に係る保有個人情報の内容	
2	延長後の決定期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
3	延長の理由	
4	備考	

お問い合わせ 公益社団法人堺観光コンベンション協会 企画総務グループ（電話 072-233-5258）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長のお知らせ

堺観コン第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 ㊟

年 月 日付けの訂正請求について、公益社団法人堺観光コンベンション協会個人情報の保護に関する法律施行規程第10条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したのでお知らせします。

1	訂正等の請求に係る保有個人情報の内容	
2	訂正等の請求に係る保有個人情報の内容のうち の相当の部分につき 訂正決定等をする期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
3	上記2の期間内に訂正決定等をする部分	
4	残りの部分について訂正決定等をする期限	
5	公益社団法人堺観光コンベンション協会個人情報の保護に関する法律施行規程第10条の規定を適用する理由	
6	備 考	

保有個人情報利用停止等請求書

年 月 日

公益社団法人 堺観光コンベンション協会
 会長 様

個人情報の保護に関する法律第35条第1項、第3項又は第5項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止等又は第三者への提供停止を請求します。

（請求者）

1	本人氏名	
2	住所又は居所	郵便番号 - (電話番号)
3	※本人確認書類	運転免許証・マイナンバーカード・その他 ()
4	請求者氏名 (本人以外の請求時に記載)	法定代理人 ・ 任意代理人
5	住所又は居所	郵便番号 - (電話番号)
6	※確認書類	請求権確認：戸籍・委任状・その他 () 請求者本人確認：運転免許証・マイナンバーカード・その他 ()

（請求内容）

7	利用停止等又は第三者への提供停止の請求に係る保有個人情報の内容及び開示等を受けた日	内容 開示又は通知等を受けた日 年 月 日
8	開示決定に基づき開示を受けた場合における開示決定通知書の内容	開示決定通知書の文書番号 日付 年 月 日
9	利用停止等又は第三者への提供停止の請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
10	※備考	

- （注）
- 1 請求に際しては、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提出し、又は提示してください。
 - 2 本人以外の請求者による請求の場合は、請求者本人であることを証明する書類のほか、その資格を証明する書類（本人の戸籍の謄本等）を提出し、又は提示してください。
 - 3 ※印の欄は、記入しないでください。

保有個人情報の利用停止等のお知らせ

堺観コン第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 印

年 月 日付けで利用停止等の請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止等を行うことを決定したので、個人情報の保護に関する法律第35条第7項の規定に基づきお知らせします。

1	利用停止等の請求に係る保有個人情報の内容	
2	利用停止等の請求の趣旨	
3	利用停止等の内容及びその理由	(利用停止等の内容) (利用停止等の理由)
4	備 考	

お問い合わせ 公益社団法人堺観光コンベンション協会 企画総務グループ（電話 072-233-5258）

保有個人情報の利用不停止等のお知らせ

堺観コン第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 ⑩

年 月 日付けで利用停止等の請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止等を行わないことを決定したので、個人情報の保護に関する法律第35条第7項の規定に基づきお知らせします。

1	利用停止等の請求に係る保有個人情報の内容	
2	利用停止等を行わない理由	
3	備 考	

（注）この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、協会に対して異議を申し立てることができます。

お問い合わせ 公益社団法人堺観光コンベンション協会 企画総務グループ（電話 072-233-5258）

保有個人情報の第三者への提供停止のお知らせ

堺観コン第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 印

年 月 日付けで第三者への提供停止の請求のあった保有個人情報については、次のとおり第三者への提供の停止を決定したので、個人情報の保護に関する法律第35条第7項の規定に基づきお知らせします。

1	第三者への提供停止の請求に係る保有個人情報の内容	
2	第三者への提供停止の請求の趣旨	
3	第三者への提供停止の内容及びその理由	(提供停止の内容) (提供停止の理由)
4	備 考	

お問い合わせ 公益社団法人堺観光コンベンション協会 企画総務グループ（電話 072-233-5258）

保有個人情報の第三者への提供不停止のお知らせ

堺観コン第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 ㊟

年 月 日付けで第三者への提供停止の請求のあった保有個人情報については、次のとおり第三者への提供を停止しないことを決定したので、個人情報の保護に関する法律第35条第7項の規定に基づきお知らせします。

1	第三者への提供停止の請求に係る保有個人情報の内容	
2	第三者への提供停止の請求の趣旨	
3	第三者への提供を停止しない理由	
4	備 考	

(注) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、協会に対して異議を申し立てることができます。

お問い合わせ 公益社団法人堺観光コンベンション協会 企画総務グループ（電話 072-233-5258）

保有個人情報利用停止決定等期間延長のお知らせ

堺観コン第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 ㊟

年 月 日付けの利用停止等又は第三者への提供停止の請求のあった保有個人情報については、公益社団法人堺観光コンベンション協会個人情報の保護に関する法律施行規程第13条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したのでお知らせします。

1	利用停止等又は第三者への提供停止の請求に係る保有個人情報の内容	
2	延長後の決定期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
3	延長の理由	
4	備考	

お問い合わせ 公益社団法人堺観光コンベンション協会 企画総務グループ（電話 072-233-5258）

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長のお知らせ

堺観コン第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 印

年 月 日付けの利用停止等又は第三者への提供停止の請求のあった保有個人情報については、公益社団法人堺観光コンベンション協会個人情報の保護に関する法律施行規程第14条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したのでお知らせします。

1	利用停止等又は第三者への提供停止の請求に係る保有個人情報の内容	
2	利用停止等又は第三者への提供停止の請求に係る保有個人情報の内容のうちの相当の部分につき利用停止決定等をする期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
3	上記2の期間内に利用停止決定等をする部分	
4	残りの部分について利用停止決定等をする期限	年 月 日まで
5	公益社団法人堺観光コンベンション協会個人情報の保護に関する法律施行規程第14条の規定を適用する理由	
6	備考	

異議申立書

年 月 日

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 様

住所又は居所	(郵便番号 -)
氏 名	
電話番号	

公益社団法人堺観光コンベンション協会個人情報の保護に関する法律施行規程第15条第1項の規定に基づき、貴団体の行った決定に対し、次のとおり異議を申し立てます。

1	異議申立に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等	
2	1の決定等があったことを知った年月日	年 月 日
3	異議申立の趣旨及び理由	

(注) この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

異議申立についての回答書

堺 観 コ ン 第 号
年 月 日

様

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長 印

年 月 日付けの異議申立については、公益社団法人堺観光コンベンション協会個人情報
の保護に関する法律施行規程第15条第3項の規定により、次のとおり回答します。

1	決定の内容	
2	決定の理由	
3	開示となった場合の 開示の実施方法等	ア 開示の実施方法 □ 閲覧又は視聴 □ 写しの交付 □ 写しの送付 イ 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間 月 日から 月 日 時間 場所 ウ 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
4	備 考	

(注) 開示となった場合（3の欄に日時等が記載されている場合）

- 1 開示を受ける際には、この回答書及び本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提出し、又は提示してください。
- 2 本人以外の請求者が開示を受ける場合は、この回答書及び請求者本人であることを証明する書類のほか、その資格を証明する書類（本人の戸籍の謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 3 閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心がけ、改ざん、汚損、破損等のないようにしてください。
- 4 日時の変更、その他の連絡は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 公益社団法人堺観光コンベンション協会 企画総務グループ（電話 072-233-5258）